

横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要綱

制 定 平成26年 3月26日 健動第1862号（局長決裁）

一部改正 令和 5年 3月 8日 健動第1978号（局長決裁）

（目 的）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年 3月 5日条例第17号）の趣旨に基づき、市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行うこと及び災害発生時に放浪動物を保護収容する動物救援センターからの早期返還率及び平常時における収容動物の返還率を向上させることを目的とし、マイクロチップ装着推進事業（以下「事業」という。）を実施し、マイクロチップ装着の費用の一部を補助するにあたり、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、市内に居住している個人が第3条で定める補助対象動物に、第4条で定める登録動物病院でマイクロチップ装着を実施し、その装着費用を支払った者とする。

（補助対象動物）

第3条 補助対象動物は前条に該当する者が市内で飼育する犬（狂犬病予防法に基づく登録及び当該年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けているまたは動物病院の当該年度の狂犬病予防注射猶予証明書を発行されていること。）及び猫とし、動愛法第39条の5に規定する環境大臣の登録を受けていなければならない。ただし、動愛法第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。

（登録動物病院の登録）

第4条 登録動物病院の登録を受けようとする者は、マイクロチップ装着を実施する市内の診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条の診療施設をいう。以下同じ。）ごとに、横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」という。）を動物愛護センター長に提出するものとする。また、獣医師会等の団体にあつては、所属会員を一括して申請することができる。

2 動物愛護センター長は、登録申請書の提出があつた場合において、次に掲げる要件に該当すると認める場合は、登録し、横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（1）申請者は獣医療法第3条の規定に基づき診療施設を開設した者又は同法第5条第1項の規定により診療施設を管理している獣医師であること。なお、法人の場合は代表者であること。

（2）申請に係る診療施設は、獣医療法第3条の規定に基づく届出施設であり、市内に存しているものであること。

(登録動物病院登録申請書記載事項変更及び登録解除の届出)

第5条 登録動物病院の登録を受けた者は、登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録書記載事項変更・登録解除届(様式第3号)により、動物愛護センター長に届け出るものとする。

2 登録動物病院の登録を受けた者は、登録を解除するときは、速やかに横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録書記載事項変更・登録解除届(様式第3号)により、動物愛護センター長に届け出るものとする。

(登録動物病院の登録解除)

第6条 動物愛護センター長は、登録動物病院が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を解除することができる。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) この要綱及び獣医療法その他関係法令の規定に違反したとき。
- (3) 登録動物病院の登録を受けた者から登録解除の届出があったとき。
- (4) 本事業の実施において、不適切な事務処理を行ったとき。
- (5) その他、本事業の趣旨及び目的に反する場合等で、不適切な処理があったと動物愛護センター長が認めるとき。

(登録動物病院の獣医師の責務)

第7条 登録動物病院の獣医師は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録動物病院の獣医師は、この要綱による事業の趣旨及び内容を十分に理解し、市民から求められたときは、当該趣旨及び内容を市民に説明すること。
- (2) 登録動物病院の獣医師は、補助対象者から求められたときは、マイクロチップ装着を実施後に、横浜市の求める事項を記載したマイクロチップ装着に係る領収書を発行すること。
- (3) 登録動物病院の獣医師は、動物愛護センター長から要請があったときは、この要綱に基づくマイクロチップ装着に係るカルテ等の情報を開示すること。

(登録の有効期限)

第8条 本事業を終了又は本要綱を廃止するまでとする。

(補助金額)

第9条 補助金額は、マイクロチップ装着を実施した補助対象動物1頭につき、1,500円とする。ただし、支払った装着費用の額が1,500円を下回る場合は当該支払った額とする。

(申請手続)

第10条 補助金の申請は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、マイクロチップ装着補助金交付申請書(様式第4号)(以下「交付申請書」という。)を動物愛護センター窓口又は動物愛護センターへ郵送にて申請するものとする。

2 前項の申請は、交付申請書にマイクロチップ装着を実施した登録動物病院(以下「装着実

施病院」という。)が発行した領収書の写し、動愛法第39条の5第4項に規定する登録証明書の写し及び装着実施病院が発行したマイクロチップの装着日が確認できる書類の写しを添えて、申請期限までに申請するものとする。

3 第1項の申請は、3頭以上の申請を行うときは、マイクロチップ装着補助金交付申請書別紙(様式第4号別記1)に種別等の記載事項を列記することで合わせて申請することができる。

4 第1項の申請は、マイクロチップ装着を実施した、当該年度の3月5日を申請期限とし、3月5日が土曜日又は閉庁日の場合は前開庁日とする。

(交付等の決定)

第11条 市長は交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、交付を決定した時はマイクロチップ装着補助金交付決定通知書(様式第5号)により、不交付を決定した時はマイクロチップ装着補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に対し、通知するものとする。

(補助金の支払及び返還)

第12条 市長は前条の規定による交付を決定したのち、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、申請の内容に疑義が生じた場合、登録動物病院や申請者への確認調査をすることができる。

3 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、すでに交付した補助金相当額を返還させることができる。

(添付書類の省略等)

第13条 補助金規則第5条第3項の規定に基づき、申請者が申請時に省略することのできる書類は、補助金規則第5条第2項第1項から第4項の書類とする。

2 補助金規則第14条第1項の規定に基づく実績報告書は、第10条第2項に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとする。

3 補助金規則第15条の規定に基づく補助金額の確定の通知は、第11条に規定する交付決定通知書の交付をもってなされたものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は医療局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、横浜市マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱（平成21年4月24日 健食品第96号）及び、横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要領（平成21年4月24日）は、平成26年3月31日に廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月8日から施行する。ただし、第14条の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録申請書

年 月 日

横浜市動物愛護センター長

住 所 〒

氏 名

横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院として登録を受けたいので、横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要綱第7条の各号の規定を遵守することに同意します。

施設名		
所在地	〒	
施設管理獣医師氏名		
施設管理獣医師の 獣医師免許情報	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		

横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録通知書

住 所 〒
氏 名
施 設 名
所 在 地

横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院に登録しましたので、横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要綱第4条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

動物愛護センター長 印

横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録申請書記載事項変更・登録解除届

年 月 日

横浜市動物愛護センター長

住 所 〒

氏 名

横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要綱第5条の規定により、次のとおり（登録内容の変更・登録解除）を届け出ます。

施 設 名		
所 在 地	〒	
変更・解除 年月日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	

年度 横浜市マイクロチップ装着補助金交付申請書

横浜市長

補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則
(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市マイクロチップ装着推進事業
に関する実施要綱を遵守し、次のとおり申請します。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

◎太枠内ご記入ください。※鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用不可です(誤記は二重線と朱肉印で訂正)。

申請者	フリガナ 氏名			電話番号 (自宅・職場)	
	郵便番号	—	住所	横浜市	区

※朱肉印を押印

指定口座	補助金の振込先金融機関名		預金種目	口座名義カナ(申請者本人に限る)	
	1 銀行 2 信用金庫 3 ()		1 普通 2 貯蓄 3 当座	※通帳に記載されているカタカナ(名義)を記入	
	取引店名		店番号	口座番号	

1 本店	2 支店				
3 ()		記号		番号	

↑ ゆうちょ銀行以外
↑ ゆうちょ銀行
↓ 記号と番号の間に1桁の数字がない場合は、記入不要。

申請する犬・猫の頭数	頭	申請額の合計	円	←1頭あたり上限1,500円です。
------------	---	--------	---	-------------------

例) 施術代実費(税込)5,500円×1頭、1,000円×1頭の計2頭申請する場合→1,500円+1,000円=2,500円が申請額の合計。

犬・猫の個体情報(3頭目以降は、指定する申請書別紙に記入してください)

NO.	マイクロチップの装着(埋込)日	種別	性別	犬・猫の名前	種類、毛色・柄等
1	年 月 日	1 犬 2 猫	1 オス 2 メス		
	補助金額(上限1,500円) 円	今年度の狂犬病予防注射済票番号		狂犬病予防注射済票発行自治体	
	犬のみ記入	NO.		1 横浜市 2 他自治体()	

NO.	マイクロチップの装着(埋込)日	種別	性別	犬・猫の名前	種類、毛色・柄等
2	年 月 日	1 犬 2 猫	1 オス 2 メス		
	補助金額(上限1,500円) 円	今年度の狂犬病予防注射済票番号		狂犬病予防注射済票発行自治体	
	犬のみ記入	NO.		1 横浜市 2 他自治体()	

🐾本事業の詳細については、横浜市動物愛護センターのホームページやちらし等でご確認ください。

- 【補助対象】**今年度4月1日以降に登録動物病院でマイクロチップを装着した、横浜市民が市内で飼育する犬と猫(第一種動物取扱業者が営利を目的として飼養しているものを除く)
- 【申請方法】**横浜市動物愛護センター(〒221-0864 神奈川区菅田町75-4、TEL045-471-2111)へ直接持参(祝日と年末年始を除く月～土、8:45～17:00)または郵送。※各区福祉保健センターでの受付不可。
- 【申請受付期間】**令和 年 月 日から令和 年 月 日(郵送の場合は受付最終日の消印まで有効)。
※申請期間内であっても、本年度の予算がなくなり次第受付を終了します。
- 【提出書類】**A4用紙の大きさにまとめ、用紙両面への貼付(印刷)や重ね貼りはしないようにお願いします。
- 本申請書: 朱肉印を押印。シャチハタ等の浸透印、ゴム印は使用不可。
 - 申請書別紙: 3頭以上申請する場合に必要。
 - 登録病院発行の領収書(コピー): 宛名が申請者本人のフルネームであることを、必ず確認。
 - 指定登録機関交付の登録証明書(コピー)
 - マイクロチップ装着日が確認できる書類(コピー): 獣医師発行のマイクロチップ装着証明書など。
- ※窓口申請の場合は、朱肉印もご持参ください。書類を訂正する際などに必要です。

受付印
受付番号

🐾ご確認ください 下記条件をすべて満たしてからでないと、申請できません。

- マイクロチップの指定登録機関への登録が完了していること。→登録方法等については、指定登録機関(03-6384-5320)にお問合せください。
- 犬の場合は、横浜市への登録と今年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けていること。

◎本補助金の申請により、横浜市から申請者に犬・猫の状況、施術実施状況等について調査を行うことがあります。
◎本事業の適正な実施を図るため、補助金の交付条件に違反した場合、補助金の返還を求め、過料を科すことがあります。

年度 横浜市マイクロチップ装着補助金交付申請書 別紙(3頭以上申請用)

申請者氏名

犬・猫の個体情報(3頭目以降について記入してください)

※鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用不可です(誤記は二重線と朱肉印で訂正)。

NO.	マイクロチップの装着(埋込)日	種別	性別	犬・猫の名前	種類、毛色・柄等
	年 月 日	1 犬 2 猫	1 オス 2 メス		
	補助金額(上限1,500円) 円	犬のみ 記入 →	今年度の狂犬病予防注射済票番号 NO.		狂犬病予防注射済票発行自治体 1 横浜市 2 他自治体()

NO.	マイクロチップの装着(埋込)日	種別	性別	犬・猫の名前	種類、毛色・柄等
	年 月 日	1 犬 2 猫	1 オス 2 メス		
	補助金額(上限1,500円) 円	犬のみ 記入 →	今年度の狂犬病予防注射済票番号 NO.		狂犬病予防注射済票発行自治体 1 横浜市 2 他自治体()

NO.	マイクロチップの装着(埋込)日	種別	性別	犬・猫の名前	種類、毛色・柄等
	年 月 日	1 犬 2 猫	1 オス 2 メス		
	補助金額(上限1,500円) 円	犬のみ 記入 →	今年度の狂犬病予防注射済票番号 NO.		狂犬病予防注射済票発行自治体 1 横浜市 2 他自治体()

NO.	マイクロチップの装着(埋込)日	種別	性別	犬・猫の名前	種類、毛色・柄等
	年 月 日	1 犬 2 猫	1 オス 2 メス		
	補助金額(上限1,500円) 円	犬のみ 記入 →	今年度の狂犬病予防注射済票番号 NO.		狂犬病予防注射済票発行自治体 1 横浜市 2 他自治体()

NO.	マイクロチップの装着(埋込)日	種別	性別	犬・猫の名前	種類、毛色・柄等
	年 月 日	1 犬 2 猫	1 オス 2 メス		
	補助金額(上限1,500円) 円	犬のみ 記入 →	今年度の狂犬病予防注射済票番号 NO.		狂犬病予防注射済票発行自治体 1 横浜市 2 他自治体()

NO.	マイクロチップの装着(埋込)日	種別	性別	犬・猫の名前	種類、毛色・柄等
	年 月 日	1 犬 2 猫	1 オス 2 メス		
	補助金額(上限1,500円) 円	犬のみ 記入 →	今年度の狂犬病予防注射済票番号 NO.		狂犬病予防注射済票発行自治体 1 横浜市 2 他自治体()

【提出書類作成方法についてのお願い】

- ①領収書、登録証明書等は、並べてコピー(印刷)または、コピーしたものを貼付けるなどの方法で、A4用紙の大きさにまとめてください(左横2センチ程度余白、右詰)。提出書類両面へのコピー(印刷)や重ね貼りはしないでください。
- ②複数頭分の申請をする場合は、①で作成した提出書類の余白に、犬・猫の個体情報のNO.を記入してください。

受付印
受付番号

横浜市マイクロチップ装着推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

横浜市長 印

年 月 日に申請があった横浜市マイクロチップ装着推進事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要綱第 11 条の規定により通知します。

受付場所	横浜市動物愛護センター	受付番号	
------	-------------	------	--

補助金額 _____ 円

注意事項

○交付決定後、補助金が指定金融機関に振り込まれるまでに 1 か月程度要します。

横浜市マイクロチップ装着推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に申請があった横浜市マイクロチップ装着推進事業補助金の交付について、次の理由により交付しないものと決定しましたので、横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要綱第 11 条の規定により通知します。

受付場所	横浜市動物愛護センター	受付番号	
------	-------------	------	--

理由